

第3期愛知県障害福祉計画骨子案

第1章 計画策定の趣旨

- ・ 障害者自立支援法の趣旨
- ・ 障害福祉計画の位置付け
- ・ これまで第1期、第2期の計画を策定してきたこと
- ・ 来年度より3年間を第3期計画の期間として、計画を策定すること

第2章 本県の現状

■1 人口構成

■2 障害者の状況

(1) 身体障害者(手帳所持者)の状況

(2) 知的障害者(手帳所持者)の状況

(3) 精神障害者の状況

ア 手帳所持者

- ・ 大きな伸びを示していること

イ 公費負担医療の受給者数

- ・ 大きな伸び。県人口のほぼ1%

■3 サービスの利用状況

(1) 県全体の在宅サービス利用状況の推移

- ・ 第2期計画の期間の訪問系、児童デイ、短期入所
- ・ 愛知県障害者基礎調査(H22)では、今後の利用希望サービスとして「短期入所」の割合が最も大きく、次いで居宅介護(ホームヘルプ)、行動援護が大きかった。

(2) 在宅サービスの利用状況(圏域別)

- ・ 手帳所持者の状況
- ・ サービスの利用状況

(3) 居住系サービスの状況(圏域別)

ア 旧体系サービス

- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者

イ 新体系サービス

- ・グループホーム等、施設入所支援、福祉ホーム

(4)通所系サービスの状況(圏域別)

ア 旧体系サービス

- ・身体障害者（療護施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設）
- ・知的障害者（更生施設、授産施設、小規模通所授産施設）
- ・精神障害者（授産施設）

イ 新体系サービス(日中活動系サービス)

- ・生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

第3章 計画の基本的考え方

■1 計画の基本理念

本県が県障害者計画と位置づける「あいち健康福祉ビジョン」に記載の「障害のある人が安心して暮らせる地域社会」の実現を基本理念とする

■2 計画の基本的考え方

5つの柱

- (1)県内のどこでも必要な訪問系のサービスが受けられるようにする
- (2)希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにする
- (3)グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進する
- (4)福祉施設から一般就労への移行を推進する
- (5)障害のある人が安心して暮らせる支援システムづくりを進める

■3 計画期間

平成24年度～26年度

■4 市町村との連携

- ・県は、市町村との連携を図り、広域的・専門的な視点から支援を行う
- ・圏域単位での平成26年度の障害福祉サービスの種類・量の見通しと、必要となる事業所数を年次ごとに見込む（市町村と協働して作成）

■5 区域の設定

- ・本県における障害福祉計画の区域は、障害福祉圏域とする（平成24年度から西三河南部圏域を東と西に分け、県内12圏域体制とする）

第4章 地域生活移行についての数値目標の設定と取組施策

■1 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・計画上の地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ることなどを指す
- ・対象となる施設は、長期の入所が常態化していた旧体系の身体障害者療護施設（入所）、身体障害者授産施設（入所）、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）から移行した障害者支援施設（訓練入所を除く。）とする

(1) 第1期、第2期計画の評価

- ・地域生活へ移行した人は、平成20年度(113人)をピークに減少傾向
- ・地域生活移行者数の（H18～22年度の）累計（407人）は、目標値（640人）を下回っている

（理由）

- ・グループホームやケアホームなど地域における住まいの場が十分整備されていないこと
- ・グループホームやケアホームにおける家賃補助など地域生活を支えていく仕組みが十分でなかったこと
- ・障害の重い人が地域で暮らすための居宅介護サービス等の整備が十分でなかったことなど
- ・平成22年12月の障害者自立支援法の一部改正により、指定相談支援事業者が2つに区分（「一般」と「特定」）され、地域の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」が位置づけられるなど、地域生活移行・地域定着支援を行う体制づくりが進められている

第3期計画では、

- ・特にグループホームやケアホームの量的拡充
- ・重度の障害の方の地域生活を支援する障害福祉サービスの充実
- ・地域で自立して安心して生活するための相談支援体制の充実 が急がれる

(2) 目標値の設定 (30%移行、10%削減の場合)

平成17年10月1日現在の施設入所者数(A)：4,385人

目標値：平成26年度末における施設入所者数(B)：3,946人

H17.10.1～H27.3.31の削減数(A-B)：439人(10.0%削減)

H17.10.1～H27.3.31の地域生活移行者数：1,316人(30.0%地域移行)

(3) 目標達成のための取組施策

○住まいの場の確保

- ・共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)の整備を促進するため、社会福祉法人やNPO法人等に対し、創設する場合の建設に係る経費に対する助成や運営費用に対する助成をする
- ・利用者(利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課税されている場合を除く。)に対し1万円を上限として家賃助成を行う
- ・公営住宅等の活用を推進
- ・市町村の実施する福祉ホームの運営を引き続き支援
- ・一般住宅へ入居する人への支援として、市町村事業である住宅入居支援等事業(居住サポート事業)の推進を図る

○日中活動の場の確保

- ・NPO法人などの多様な事業主体の新規参入などを促す
- ・生活介護や就労継続支援などの日中活動の場の確保に努める

○地域における理解の促進

- ・地域住民の理解を促進するため、NPOとの協働によるシンポジウムやタウンミーティングの開催などの啓発活動を実施する

○地域生活の相談支援

- ・市町村では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等からなる地域自立支援協議会を活用し、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所間のネットワークや地域資源の整備、サービス利用計画を踏まえた支援体制を確立していくためのシステムづくりを進めている
- ・県は、こうしたシステムが円滑に機能するよう、相談支援に関するアドバイザーを設置し、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言や相談支援事業者のスキルアップに向けた指導を行うなど相談支援体制の充実を進めていく

(4) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

・本計画の計画期間である平成 26 年度までの各年度末における、本県障害者支援施設の必要入所定員総数は、施設入所者の地域生活への移行数や施設入所者数の削減等を勘案して設定する

■2 入院中の精神障害者の地域生活への移行（次回の会議に素案として提示）

(1) 第 1 期、第 2 期計画の評価

(2) 目標値の設定

(3) 目標達成のための取組施策

■3 福祉施設から一般就労への移行

(1) 第 1 期、第 2 期計画の評価

- ・本県で福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成 18 年度 126 人、19 年度 169 人、20 年度 165 人、21 年度 161 人、22 年度 308 人と増加
- ・特別支援学校高等部卒業生の進路動向では、全国平均に比べ、福祉施設等の利用割合は低く、就職割合が高くなっている（就職割合（H22）：愛知 33.9 %、全国 23.6 %）
- ・受入れ側となる民間企業の状況は、平成 22 年 6 月現在の障害のある人の実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は、1.63 %と 44.8 %で、ともに全国平均（1.68 %と 47.0 %）を下回っているが、対前年比では、それぞれ、0.06 ポイント、1.7 ポイント改善されている
- ・愛知県障害者基礎調査（H22）では、優先すべき県の施策として「雇用・就労の促進」を選択する人の割合が最も高かった
- ・引き続き、福祉・労働・教育等の関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害のある人やその家族等に対し、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図りながら、障害のある人たちの一般就労を進めていく必要がある

(2) 目標値の設定

- ・国は、平成 26 年度において、福祉施設から一般就労への移行者数を、第 1 期計画時点の 4 倍以上とすることが望ましいと説明している
- ・第 1 期計画、第 2 期計画と、4 倍を目標として一般就労への移行を推進したが、平成 22 年度には法定雇用障害者数の算定対象に短時間労働者が追加されたこともあり、過去最高の就労者数となった
- ・第 3 期計画も引き続き 480 人を平成 26 年度の目標として取り組む

平成 17 年度一般就労移行者数：118 人

目標値：平成 26 年度における年間の一般就労移行者数：480 人

(H 17 年度実績比 4 倍)

(3) 目標達成のための取組施策

○関係機関の連携強化

- ・愛知労働局や愛知障害者職業センターなど労働関係機関との連携を強化し、地域における関係機関のネットワーク化を進める

○就労移行支援事業者の確保

- ・事業所や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援事業に取り組む事業所の育成と確保を図る
- ・障害のある人が職場に適応できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害のある人の職場適応に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業者に働きかける

○一般就労に向けた施設の取組に対する支援

- ・通所施設における一般就労に向けた取組を強化するため、授産指導や職場探し、職場定着支援などの取組を促進する

○職業能力開発支援

- ・県の障害者職業能力開発施設において障害者のニーズに対応した実践的かつ効果的な訓練の実施に努める
- ・企業、社会福祉法人、NPO法人などを活用した多様な委託訓練の充実を図る

○企業等に対する働きかけ・支援

- ・障害者雇用に対する事業主の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催など障害者雇用に関する周知・啓発や、障害者就職面接会の開催などを行う
- ・一層の雇用促進を図るために雇用率未達成企業への働きかけを実施する

○一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等

- ・障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するため、就労継続支援事業者の確保及び育成に努める

第5章 障害福祉サービスの見込量と確保策（次回の会議に素案として提示）

■1 訪問系サービス

- (1) 第1期、第2期計画の評価
- (2) サービス見込量
- (3) サービスの確保策

■2 日中活動系サービス

- (1) 第1期、第2期計画の評価
- (2) サービス見込量
- (3) サービスの確保策

■3 居住系サービス

- (1) 第1期、第2期計画の評価
- (2) サービス見込量
- (3) サービスの確保策

■4 相談支援

- (1) 第1期、第2期計画の評価
- (2) サービス見込量
- (3) サービスの確保策

■5 障害福祉圏域の現状とサービス見込量(ビジョン)

- (1) 圏域単位での地域特性及び課題
- (2) 平成23年度末までに不足するサービスの基盤整備
- (3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量

第6章 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置

■1 サービス提供に係る人材の育成

○サービス管理責任者研修の実施

- ・サービス管理責任者の養成（平成22年度：養成数532名）

○相談支援専門員研修の実施

- ・研修を実施し、人材確保を図る（平成22年度：現任研修45名、初任者研修149名修了）

○訪問系サービス従業者養成研修の実施

- ・養成研修事業者を指定し、人材の養成を行う

○福祉施設職員研修の実施

- ・福祉施設職員に対しては、愛知県社会福祉協議会に委託して、研修を行う
- ・平成23年度より開始した現任のサービス管理責任者向けの研修も引き続き実施

○福祉の場で働く人材の確保

- ・愛知県社会福祉協議会の福祉人材センターを中心に、福祉の場で働く意欲のある人材の確保に取り組む

■2 サービス提供事業者に対する第三者評価

- ・県では、平成16年9月に愛知県社会福祉協議会内に推進組織（愛知県福祉サービス第三者評価推進センター）を置き、障害福祉施設等の評価基準の作成や福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施など、事業の充実強化に取り組んでいる（平成22年度：第三者評価受審障害福祉施設数54施設）
- ・今後も、障害福祉サービス事業者に対し、指定事業者集団指導の場などで、福祉サービス第三者評価制度の積極的な活用を促していく

■3 障害のある人の権利擁護

- ・平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）が成立し、同月24日付けで公布。平成24年10月1日から施行することとされた
- ・愛知県障害者基礎調査（H22）では、虐待を受けた経験があると回答した障害のある人の割合は、13.5%であった（特に、精神障害のある人では、24.4%であった）
- ・県では、障害のある人への虐待の防止など、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくすとともに、障害のある人の諸権利の擁護についての取組を積極的に進めていく

○サービス事業者に対する指導・監督

- ・障害者自立支援法では、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者は、障害のある人の人格を尊重することが義務づけられている
- ・県では、サービス事業者等に対し、虐待の防止の取組、身体拘束の禁止など法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるとともに、良質な事業者を育成し適正な障害福祉サービスの提供が図られるよう、継続かつ定期的に指導・監督を行っていく
- ・事業者において虐待が行われた場合には、障害者虐待防止法に基づき、関係法律に基づく適切な権限の行使を行い、速やかに適切な措置を講じる

○市町村に対する助言・指導

- ・障害者自立支援法では、市町村の責務として、障害のある人たちに対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害のある人たちの権利の擁護のために必要な援助を行うことを規定している
- ・障害者虐待防止法では、特に家庭内における虐待の防止について、市町村が大きな役割を担うこととされている
- ・県は、市町村が行う相談支援事業が、自立支援協議会を活用すること等により適切に実施され、障害のある人たちの権利が擁護され、虐待の未然防止につながるよう、必要な助言・指導を行っていく

○適切な苦情解決

- ・各事業所では迅速かつ自主的な解決を目指すため、苦情解決責任者や苦情受付担当者を置くとともに、第三者委員による苦情解決が図られている
- ・愛知県社会福祉協議会には、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん、県知事への通知を行うことを役割とする運営適正化委員会が設置されている
- ・適切な苦情解決は、福祉サービスに対する満足度の向上や早急な虐待防止対策に資することから、県では、サービス提供事業者等に対する継続かつ定期的な指導・監督や、運営適正化委員会の実効性の強化を図っていく

○成年後見制度の活用等権利擁護の推進

- ・平成 11 年 10 月より、愛知県社会福祉協議会において、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用の援助、日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が実施されている

- ・平成 12 年には、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な方を保護し、支援する成年後見制度が創設され、平成 22 年の障害者自立支援法の改正では、この成年後見制度の利用支援事業が、市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業へ格上げされた

- ・愛知県障害者基礎調査（H22）では、成年後見制度を利用している障害のある人の割合は、3.6%であった

- ・県では、障害者の権利擁護を図るため、日常生活自立支援事業や、成年後見制度の普及啓発に努め、これらの事業・制度の推進を図っていく

○偏見・差別の意識の解消

- ・愛知県障害者基礎調査(H 22)では、優先すべき県の施策として、「雇用・就労の促進」の次に、「障害及び障害のある人に対する一般県民の理解の促進」の割合が高かった

- ・障害のある人たちの安心した地域生活の確保とノーマライゼーションの理念の浸透を図るため、啓発事業の実施やタウンミーティング・シンポジウムの開催などにより、地域住民に対して、障害のある人たちに対する偏見・差別の意識の解消に向けた普及啓発を推進していく（平成 22 年度：心のバリアフリー推進事業 4 事業、こころの健康フェスティバル参加者 1,400 人）

第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

■1 専門性の高い相談支援事業

* 各事業について、概要、現状と今後の取組施策を記載する(詳細は次回素案として提示)

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業
- (3) 高次脳機能障害支援普及事業
- (4) 障害児等療育支援事業

■2 広域的な支援事業

(1) 相談支援体制整備事業

・愛知県障害者基礎調査(H22)では、今後利用したい地域生活支援事業として、相談支援事業を選択した人の割合が最も大きかった。

ア 相談支援体制整備事業

・相談支援に関し圏域を担当するアドバイザーを設置(名古屋市を除く11圏域)し、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進めていく

イ 愛知県障害者自立支援協議会

・市町村の相談支援体制の充実のため、主導的役割を担う協議の場として、愛知県障害者自立支援協議会を設置・開催(平成22年度:本会議2回、専門部会8回)し、相談支援体制の状況を把握、評価し、圏域を担当するアドバイザーを通して助言等をしている

・引き続き、市町村の相談支援体制の状況を把握、評価する等、障害児(者)の地域生活の支援に向けて助言をしていく

■3 その他の事業

* 各事業について、概要、現状と今後の取組施策を記載する(詳細は次回素案として提示)

- (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者等研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 手話通訳者養成研修事業
- (5) 要約筆記者養成研修事業
- (6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

(8) 盲人ホーム事業

(9) 身体障害者補助犬育成事業

(10) 障害者社会参加促進事業

ア 生活訓練事業(オストメイト社会適応訓練事業、音声機能障害者発声訓練事業等)

イ 情報支援等事業(盲ろう者通訳ガイドヘルパー派遣事業、点字即時情報ネットワーク事業、字幕入り映像ライブラリー事業 等)

ウ 障害者IT総合推進事業

エ 社会参加促進事業

オ スポーツ振興事業

第8章 計画の推進

・ 障害者基本法の改正により新たに県の障害者施策の実施状況の監視機能を付与される
改組された県障害者施策推進協議会と、県障害者自立支援協議会に、本計画の推進状
況を報告し、推進を図る

・ 障害者自立支援法が廃止され新法が施行された場合などは、計画期間内であっても
必要に応じて変更する